

2026 年 4 月 30 日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛様

千葉「障害児・者」の高校進学を実現させる会

共同代表

要望書

すべての受検生が、居住地域にかかわらず、基本的人権の一つである学ぶ権利を侵害されることなく、安心・安全の中で後期中等教育を受けられるよう下記のとおり要望します。

お忙しい中恐縮ですが、5 月 22 日までに文書にて回答いただけますよう、お願い申し上げます。

記

【要望事項】

1. 千葉県公立高等学校入学者選抜において、定員内不合格をなくし、すべての受検生が、居住地域にかかわらず、基本的人権の一つである学ぶ権利を侵害されることなく、安心・安全の中で後期中等教育を受けられるようにしてください。
2. 令和 9 年度千葉県県立高等学校第一学年入学者選抜要項・令和 9 年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項から「教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して」という文言を削除してください。

千葉県における現行の選抜制度は、知的障害により点数を取ることが困難な受検生に皆と同じ検査を課し、点数を取ることを求めています。受検上の配慮は行われていますが、受検出来たとしても検査で点が取れないことへの配慮はなく、知的障害があることによる不利益は根本的に解消されないままです。

定員内不合格者数がゼロの東京都では、「東京都立高等学校入学者選抜実施要綱」の「合格候補者の決定」の項において「合格候補者数については、入学手続者数が募集人員に対して過不足ないよう、適切に決定する」と記載しています。同じく定員内不合格がゼロの大阪府では、「大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項」の前文において「大阪府公立高等学校の入学者選抜は、（中略）基本的人権を踏まえ適正に実施する」と明記し、「入学者選抜の項」では「合格者が募集人員を満たさない場合は、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する」と記載しています。

千葉県公立高等学校入学者選抜から定員内不合格をなくし、基本的人権を踏まえ、適正に実施される公平な制度にするため、「教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して」という適格者主義と捉えられる記載を削除し、定員内不合格を出さない実効性のある内容に変更してください。

3. 現在東京都で行われている「**選考の特例**」と同様の措置を検討し、令和9年度千葉県県立高等学校第一学年入学者選抜要項・令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に記載を加えてください。

移動に困難を抱える障害児・者が、入りたい高校、近くの高校をあきらめ、定員の割れる高校を探し受検し、無事合格したとしても、その通学は電車やバスを乗り継ぎ1時間以上もかかる厳しい現実が続いています。障害のために移動に困難を抱える生徒（障害のある生徒で、現住所から通学至便な公立高校を希望し、その他の公立高校に通学することが困難と認められる者）が、長時間かけて遠くの高校に通うのではなく、自宅から近い距離にある公立高校で教育を受ける権利を保障してください。

4. 令和9年度千葉県県立高等学校第一学年入学者選抜要項・令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項において、令和8年度に削除された「**自己申告書を選抜の資料とすることができる**」との記載を復活させてください。

昨年度、自己申告書(障害又は病気、怪我等の状況について)が選抜の資料から除外されました。調査書から「出欠の記録」の項目がなくなること、受検において「欠席が多い」ことによる不利益は軽減され、自己申告書(欠席が多い理由)を提出する必要はなくなるかもしれませんが、障害があることによって生ずる不利益はなくなっておりません。自己申告書は、入学者選抜要項・入学者選抜実施要項に「これを選抜の資料に加えることができる」という記載があることで、実際に自己申告書を取り扱った高校の多くでは選抜の資料として用いられ、教職員の前で読み上げられてきました。自己申告書は、障害のある受検生がこれまでの学校生活等の様子や、みんなと一緒に高校生になりたいという切実な思いを伝えることで、障害による誤解や偏見を取り除き、理解を深めるための貴重な資料です。

(1989(平成元)年以来、当会と県教育委員会との話し合いの中で教育委員会から「定員内不合格ゼロを目指す」等の考えを示していただき、1997(平成9)年度入学者選抜実施要項から特別配慮申請書が導入され、自己申告書は1999(平成11)年度入学者選抜実施要項から導入されました。)

5. 例年12月に発出される『千葉県公立高等学校入学許可候補者の決定について(通知)』(以下、『通知』)の中の「後日ヒアリングを行う」という記載を、「志願者が定員内であって不合格者を出す可能性がある高等学校長は県教育委員会と入学許可候補者の**発表前に事前協議を行う**」に変更してください。

埼玉県は「志願者が定員内であって不合格者を出す可能性がある高等学校長は県教育委員会と入学許可候補者の発表前に事前協議を行う」としています。千葉県でも「定員内不合格ゼロ」を実現するため、事前協議を行ってください。

6. 『通知』から「やむを得ず」という表現を削除してください。

「やむを得ず」という表現は県教育委員会が、定員内不合格を出すことを肯定していると受け取られかねないため、削除してください。

7. 『通知』から「努めること」という表現を削除してください。

過去には「定員の遵守に努めた。努めたが、結果として定員遵守しなかった」と説明した校長もいます。「努める」という文言は、定員内不合格が許容される余地を残す言葉なので削除してください。

8. 昨年度、第2次募集前に発出された『令和8年度千葉県公立高等学校入学者選抜における定員の確保について(通知)』には、「上記の内容を踏まえ、学ぶ意欲があると判断できる受検者を定員内不合格とすることのないよう、対応願います」とありましたが、今年度令和9年度からは「上記の内容を踏まえ受検者を定員内不合格とすることのないよう、対応願います」に変更し、何の条件もつけず「定員内不合格ゼロ」の方針を示してください。

9. 障害者差別解消法に則り、令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜から、受検生が必要とする特別配慮を、誰からも制限や圧力を受けることなく申請でき、その内容が認められるようにしてください。また、選抜の判定においても障害者差別のない結果としてください。

昨年度、特別配慮で「本人の発する言葉で不明瞭な言葉があれば介助者が面接官に伝える(通訳する)ことを認めてください」と申請した受検者に対し、「介助者が受検者の言葉を検査監督に伝える(通訳する)ことはできません」と通知されました。

しかも、この申請内容はこれまで同様、何ヵ月にも渡り県教委と相談・協議し、詳しくアドバイスいただいた文言を高校に申請したもので、それを受検直前に却下され、受検生は困惑し不安なままの受検となりました。

これに対して強く抗議し撤回を求めましたが、県教委は意思疎通支援を認めない理由として「令和8年度受検は、再検討の結果、介助者(主に中学校教諭)が本当に本人(受検者)が言っていることをそのまま伝えているかどうかの担保が取れない。介助者が受検者の発言内容を推測して本人の言葉以上の説明になってしまう可能性を排除出来ない」という疑義のためとしました。

しかし、一方で県教委は、介助者の条件を「18歳以上で血縁関係のない人。『中学校教諭が望ましい』として中学校の教諭を推奨」しています。これは矛盾だらけで到底理解しがたい説明でした。

意思疎通支援不提供は「障害者権利条約」「障害者基本法」「障害者差別解消法」「情報アクセシビリティ法」「文科省対応指針」に明らかに抵触し障害者差別です。これまでどおり、介助者が本人の言葉を伝えるなど、受検生が障害による不利益を被ることなく、安心して受検する

ために必要な配慮が確実に行われるようにしてください。また、選抜の判定においても障害者差別のない結果としてください。

10. エレベーターの設置等、施設のバリアフリー化を推進してください。

障害によりエレベーターを必要とする生徒が入学したにもかかわらず、入札不調等のためにエレベーターの設置が遅れ、不自由な生活を余儀なくされています。現行の合格してからの対応ではなく、エレベーターを必要とする生徒が入学を希望した時点から設置工事する前提で、債務負担行為により予算を確保しスケジュール化する等、生徒が在籍中にエレベーターの設置が叶う施策を講じてください。

11. 学校生活において必要な配慮を提供してください。

合理的配慮の不提供、差別的な言動に対しては「職員対応要領」に基づき県教育委員会が指導をし、あわせて「人権モデル」に基づいた研修を行ってください。

保護者との建設的な話し合いを行うため、本人・保護者の希望に沿う形で当事者以外の同席を認める等、開かれた学校づくりを行ってください。

以上

添付資料

2026年1月10日付 東京新聞記事 「自己申告書」県教委が選抜資料から除外
高校で学ぶ意欲伝えたいのに 障害のある子ら受検に不安